

# 財団法人丹後地域地場産業振興センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、京都府京丹後市網野町網野367番地に置く。

(目 的)

第3条 センターは、丹後地域における地場産業の振興を図るうえで必要な事業を行い、もって地域産業経済の活性化と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 丹後地域地場産業振興センターの設置及び管理運営に関する事業
- (2) 新商品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- (3) デザイン又はシステム開発に関する事業
- (4) 教育・研修及び実習に関する事業
- (5) 情報の収集・分析及び提供並びに調査に関する事業
- (6) 経営指導及び相談に関する事業
- (7) 技術指導及び相談に関する事業
- (8) 展示及び消費者への製品普及に関する事業
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別等)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを

得ない理由があるときは、理事会において、理事の総数の4分の3の同意を得、かつ、京都府知事（以下、「知事」という。）の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

（経費の支弁）

第8条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第9条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決により定め、知事に届け出なければならない。当該事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

（収支決算）

第10条 センターの事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、毎事業年度終了後2か月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得、知事に報告しなければならない。

（剰余金の処分）

第11条 センターの収支決算に剰余金を生じたときは、翌年度へ繰越すものとする。ただし、理事会の議決により、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

（事業年度）

第12条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員・顧問及び職員

（役員の種類）

第13条 センターに次の役員を置く。

理事 10人以上12人以内

監事 2人

（役員を選任）

第14条 役員は、理事会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長・副理事長及び専務理事各1人を定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第15条 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。

2 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得て解任することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第19条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、センターの運営につき理事長に意見を述べ、又は相談に応ずる。

(事務局)

第20条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に特別の定めがあるものを除くほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(招集等)

第23条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、あらかじめ理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容・日時並びに場所を記載した書面をもて通知しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前2条の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(監事及び顧問の出席)

第28条 監事及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 センターの事業に関して、理事長の諮問に応じ、必要な事項について調査・審議するため、センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得、

かつ、知事の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 1 条 センターは、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事の総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、知事の許可があったとき解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 2 条 センターが解散するときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、知事の許可を得てセンターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 6 章 雑 則

(委 任)

第 3 3 条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第 1 2 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 6 0 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

〔昭和 6 0 年 1 2 月 1 6 日 理 事 会 議 決  
昭和 6 1 年 1 月 3 1 日 京 都 府 知 事 認 可〕

この寄附行為の変更は、京都府知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則

〔平成 1 6 年 3 月 1 5 日 理 事 会 議 決  
平成 1 6 年 5 月 3 1 日 京 都 府 知 事 認 可〕

この寄附行為の変更は、京都府知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則

〔平成 1 6 年 5 月 2 8 日 理 事 会 議 決  
平成 1 6 年 7 月 1 2 日 京 都 府 知 事 認 可〕

この寄附行為の変更は、京都府知事の変更認可のあった日から施行する。